自主の旗
日教組和歌山
第3号
1990・2・6
編集部発行

連合・四党の躍進で
すべての労働者に育休を！

女性だけでなく、
男性もふくめたすべての労働者に

賃金の６０％が保障される

３０県で「育休」の適用拡大

“山が動いた”参議院選
―― 年金６５才支給が見送りに ――

次は衆議院選だ！

与野党逆転で「育児休業法」実現へ

参議院の与野党逆転という情勢の中で昨年一一月社会党、公明党、民社党、社民連及び連合参議院によって提案され、継続審議となっていた「育児休業法案」は、一月二四日、衆議院の解散にともない廃案となりました。

衆議院選挙後開かれる特別国会において、四党及び連合参議院は「育児休業法案」を再提出します。

新「育休法」では、すべての労働者が有給（六０％）で育休をとるかとができます。育休を女性のみの権利としないですべての労働者を対象としている点でも時代のニーズにこたえた画期的なものといえます。

代替要員にふれていないのは

現行法は、国家資格を要する職種に限られているので、代替要員の臨時任用が許可の条件となっています。

新「育休法案」は、すべての労働者を対象に「育児休業権」を設けたものですから、労基法に「産休」の代替要員について定められていないのと同じです。

また、「育児休業権」を行使するために、「臨時」という多くの不安定労働者の雇用を求めることはできません。

代替要員は国や県が措置すべき問題です。日教組は「既得権」としての代替要員を確保するための関連法案の作成にとりくみ、院内外へはたらきかけています。

労働者も負担？

育児休業手当の財源は、本来、国と使用者に負担させるべきで、いままでもその方向でとりくんできましたが、現実には非常に困難です。

なんらかの育児休業制を実施している事業所は一九・二％という低さです。無給では、とりたくてもとれないのが実態です。女性の七割が中小零細企業で働いていることを考えると、「有給」はどうしても必要な措置です。

労働者一人あたり月八五円ほどの負担は、「社会保険」ととらえてください。外国でも有給のところはおおむね社会保険です。

数は力なり
仲間をどんどんふやそう
新たに四名加入

あんないばん

＊２月１７日（土）
“土曜教研”はじまる
１回目は
中島　司先生（西浜中）が
こつこつと集められた資料や教材を公開してくれます
教室での同和教育をいきいきと
明日からの授業に役立つ資料がいっぱい

＊２月２４日（土）（予定）
「君が代・日の丸」
問題の学習会を開きます

連合和歌山県総評センターに加盟

過半数の賛成で批准！

連合和歌山加盟の件	
投票総数	１６２
賛成	１３４
反対	７
白票	２１

県総評センター加盟の件	
投票総数	１６２
賛成	１３４
反対	６
白票	２２

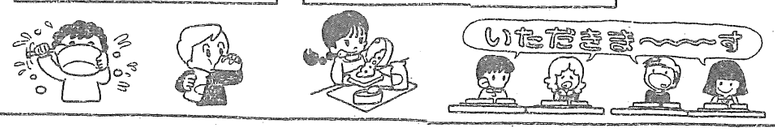

全国の仲間と交流を！

＊３月に“全国教研集会”
正会員で参加しませんか？
（すでに２名の方が希望されています）

＊３月６日には
学校給食全国集会が

会場　日比谷公会堂

内容　特別講演「私にとっての学校給食」　滝田　栄

シンポジウム「これでよいのか、給食補助金」

―― 米の問題から食材料の質を考える ――